

○業務センター室の名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

都道府県	令和8年7月9日まで		令和8年7月10日以降	
	書面で申告書等を提出する場合の郵便番号及び名称	内部事務のセンター化の対象署	書面で申告書等を提出する場合の郵便番号及び名称	内部事務のセンター化の対象署
埼玉県	〒330-9587 関東信越国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	浦和、大宮、春日部、上尾	〒330-9587 関東信越国税局さいたま新都心業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	浦和、大宮、春日部、上尾
茨城県	〒305-8530 関東信越国税局業務センターつくば分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	水戸、日立、土浦、太田	〒305-8530 関東信越国税局つくば業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	水戸、日立、土浦、太田
栃木県	〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	足利、栃木、佐野、鹿沼	〒328-8587 関東信越国税局栃木業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	宇都宮、足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、太田原、氏家
群馬県	〒371-8587 関東信越国税局業務センター前橋分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	〒371-8587 関東信越国税局前橋業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	前橋、高崎、桐生、沼田、藤岡、富岡、中之条
新潟県	〒951-8625 関東信越国税局業務センター新潟分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	新潟、新津、巻、新発田、十日町、村上、佐渡	〒951-8625 関東信越国税局新潟業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	新潟、新津、巻、長岡、三条、柏崎 新発田、小千谷、十日町、村上、佐渡
長野県	〒385-8622 関東信越国税局業務センター佐久分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	長野、上田、信濃中野、佐久	〒385-8622 関東信越国税局佐久業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	長野、上田、信濃中野、佐久
茨城県	—	—	〒330-9619 関東信越国税局北浦和業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	古河、下館、竜ヶ崎、潮来
群馬県				伊勢崎、館林
埼玉県				川越、熊谷、川口、西川口、行田 秩父、所沢、本庄、東松山、越谷、朝霞
新潟県				糸魚川、高田
長野県				松本、飯田、諏訪、伊那、大町、木曽

※ **下線太字**は、令和8年7月10日より変更される業務センター室の名称や、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署を示します。